

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03 (3295) 4651 発行人 柏木弘文



スイス・チューリヒにて

(撮影：牧野武夫会員)

講演

週40時間制に伴う 変形労働時間制と 就業規則の留意点

講師：東京労働基準局 労働時間課 時短促進指導官

遠藤敏雄氏



日 時：平成9年6月11日（水）

場 所：東京都社会保険労務士会館

今年4月1日から週40時間制が施行されました。そこで、平成9年度第1回研修会では、東京労働基準局の遠藤敏雄氏をお招きし、「週40時間制に伴う変形労働時間制と就業規則の留意点」というテーマで講演をいただきました。

変形労働時間制で、 就業規則の記載内容が変わる

ご承知のように、今年の4月1日から特例措置を除いて40時間労働制が施行されました。これによって、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間となったわけです。しかし、変形労働時間制が導入されることによって、ある期間、たとえば1カ月だとか、2カ月、3カ月、あるいは1年という期間を平均して、1週あたりの労働時間が40時間であれば法律違反にはならないことになりました。

しかし、変形労働時間制は、その日の業務の都合によって、自由に所定労働時間を伸縮させることは認められていません。あらかじめ、労働日の所定労働時間を定めてなければいけないのです。しかも、見通しが狂ったからといって、予定表を変更することはできません。この点に注意してください。

変形労働時間制の変形期間には1カ月単位、1

年単位、1週単位の3種類があります。まず最初に、1カ月単位の変形労働時間制からご説明しましょう。

ここでいう1カ月単位とは、正確に言えば1カ月以内の期間ということです。ですから、1カ月間に限らず、4週間や3週間も1カ月単位の制度の中に含まれます。そして、就業規則として次のことを定め、監督署に届け出をしなければなりません。

ひとつめは「1カ月以内の一定期間を平均して1週の労働時間を40時間を超えないという制度を採用する」という趣旨を就業規則に記載すること。2つめは、変形期間内の労働日と、各労働日の所定労働時間（始業・終業時刻を含む）をあらかじめ記載しておくこと。そして、変形期間とその起算日を記載しておくことです。

就業規則に以上の3つを記載して、監督署に届け出てください。ただし、勤務時間の条文だけでは足りません。休日についての記載のチェックもしてください。

1年単位の変形制は 1カ月単位より要件が厳しい

つぎは1年単位の変形制についてご説明します。1年単位とは、正確には1カ月を越えて1年以内の変形期間のことです。ですから、2カ月で

も、3カ月、半年でもいいわけです。1年単位の変形制は、1カ月単位の変形制と比較して厳しいところがあります。

まず、ひとつめは所定の労働時間に上限があるということ。変形期間が3カ月以内だと、1日10時間で、1週52時間、3カ月より多い場合だと1日9時間、1週48時間を超えてはいけません。

2つめは、週に1回の休日を確保すること。労働基準法では、週に1回の休日を原則としながらも、4週4日でもいいとされています。しかし、1年の変形時間制を取る場合は4週4日ではいけません。週に1回の休日がなければなりません。

それから、3つめが、対象労働者は変形期間を通じて雇用される労働者に限るということです。年の途中で辞める人、あるいは途中で入社する人は対象にできないということになっています。

そして、1年単位の変形制は、労働組合または労働者の過半数を代表する者と協定して所定の様式で監督署に届けなくてはなりません。もし、労働者側が嫌だといえ、1年単位の変形制は使えないということになります。

変形制採用の要件の所ですが、基本的には1カ月単位の変形制と同じですが、対象労働者の範囲、労使協定にあっては有効期間を記載しておくことが必要です。

また、1年単位の変形制が使えない人もいますから、その人についてはどうするかを記載しておかなくてはなりません。「1カ月単位の変形制を採用します」だけではいけないのです。休日のほうも全部1年単位の人とは違うものを書かなくてはなりません。

1週間単位の変形労働時間制について説明します。変形制では原則として、始業・終業時刻は決めなければいけません。しかし、旅館や飲食店では見当がつけられないことがあります。

そこで、1週間の合計が40時間になるように、毎週、前の週に、月曜日は何時間、火曜日は何時間、水曜日は何時間、合計40時間というように決めてもいいですよ、ということにしたのが1週単位の非定型的労働時間制です。

採用の要件としては、まず労働者が1人から29人までの小売業と旅館、料理店、飲食店に限ります。2つめには、労使協定が必要であることです。3つめは1日の所定労働時間は10時間以内、1週

は40時間以内であることです。

この制度を活用するときには、1週間が始まる前に労働者に書面で通知してください。そして、1週間の労働時間を決める際には、労働者の意向を聞いてこれを尊重してください。

最後に、緊急やむをえない理由により、すでに通知した労働時間を変更するときは、変更する前の日までに労働者に書面で通知することをお忘れなく。

ただし、緊急やむをえない理由というのは、台風とか豪雨というような場合に限ります。

変形制では 残業の扱いに要注意

変形労働時間制をとった場合、どこから残業扱いになるのかということについてご説明します。原則は、どの日も8時間以内、どの週も40時間内です。しかし、変形制を取った場合の残業は、1日について、1週について、そして変形期間について——の3つあります。

1日については、所定労働時間8時間以下の日は、8時間を超えて労働した時間です。予定表で6時間、あるいは7時間になっている場合は、あくまで8時間を基準として割り増し金を支払ってください。ですから、7時間から8時間の1時間は法律上の残業ではないということになります。

ところが、ほとんどの事業所の給与規定を見ると、「所定労働時間を超えたら割り増し賃金を支払う」となっていることが多いのです。そうすると、たとえば、ある日所定労働時間を7時間と決めたら、それがその日の所定労働時間ですから、給与規定に書いてあるように7時間を超えたら割り増ししなくてはなりません。

もし、法定時間を超えた場合にしか払わないと書いてあれば、8時間を超えたところしか払わなくてもいいわけです。

それから、1日について所定労働時間が8時間を超える日は、その所定労働時間を超えてから、たとえば予定表で9時間と設定すれば9時間までは残業にしなくてもかまいません。1週単位についても、これと同じです。変形期間については、 $40 \times \text{雇用日数} / 7$ を超えた場合が残業です。この3つのうち、いずれかが超えた場合は残業となります。

開業 (第一) 部会だより

この度、柏木支部長より第一部長を仰せつかりました。今後2年間開業会員の方のみならず、勤務会員の方々にもご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

去る6月16日(月)に今年度第1回目の第一部会の例会を開催し、おかげさまで50名近い会員のご出席をいただきました。現在当部会所属の会員数は225名となっており、それとの比較をしますと寂しい気もいたしますが、これも私の不徳のいたすところと、この2年間肝に銘じて、例会の運営や研修内容の充実等、多くの方にご出席をいただけるような工夫をしていきたいと思ひます。

部会の今後の日程は9月10日(水)、10月14日(火)、11月12日(水)、来年2月12日(木)、3月17日(火)の5回を予定しております。会場は全て東京会の会館を利用いたします。

6月の例会では5名の方の初参加をいただきました。前第一部長の柏木支部長が提唱された「開かれた部会」を今後も発展させ、多くの方々が参加してみようと思うような部会であり続けるため、総務・業務推進・厚生・顧問の各委員会の委員ともども努力していきたいと思ひますので、支部会員の皆様のご意見・ご要望を遠慮なくお寄せいただければ幸いに存じます。

最後になりますが、8月16日に第一部会会員の佐藤香織(麹町地区)さんが急病でお亡くなりになりました。5月に開業したばかりの33歳というあまりにも早すぎる逝去でした。ご冥福をお祈りいたします。

第一部長 橋本 敬司

平成9年度 算定相談コーナーを開催しました

本年度も、各社会保険事務所に相談コーナーが開設されました。

算定基礎届に関する相談や指導業務に協力された方、また実施結果を報告いたします。

期間

平成9年8月1日～平成9年8月12日

地区

神田・麹町・日本橋・京橋

延動員者数 62人

延日数 62日

指導・相談事業所数 1068

担当会員名

麹町社会保険事務所

小林 幸雄、小林 包美、森 俊介、堀 雅美、段下 正志、半沢 公一、味園 公一、鎌井恵美子、清野ヒロミ、國岡 喜久、戸室 康廣、高根 祐司、宮田 浄子、大畑 雅弘、来海 和彦、岡本 幸子

神田社会保険事務所

斉田 登、牧野 武夫、小室 文菜、石原 健三、吉田 和子、遠藤 元基、菊地 和子、柏木 弘文、内藤 晃、高橋美実子、滝口 修一、中尾 幸村、町口政二三、石渡 清仁

日本橋社会保険事務所

堂島 勇、石橋 里香、迫田 勝郎、飯田 恒二、佐々木俊世、山崎 雅也、原田 利雄、真許 隆弘、上野 雄三、寺田美津司、吉野 俊雄、関口 武、三沢 貞夫、桐生和喜男、鈴木 義一、石山 幸子

京橋社会保険事務所

渡辺 和洋、本間 邦宏、新崎喜代子、村上 秋子、府川 洋輔、赤松ハルミ、富田 秀子、高山加代子、飛澤 孝治、小野 菊枝、藤波 要子、木曾美恵子、河合 晃司、勝本 京子、吉瀬 君江、岡西日出夫

勤務（第二）部会だより

都内最大会員数を誇る千代田・中央支部第二部会の部会長として、3期目を仰せつかりました。今後も、部会事業計画達成のため努力する所存でありますので、皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

（勤務部会9・10年度事業計画）

当支部勤務部会は700名を超える大所帯となりました。したがって、できるだけ広く会員の意見を吸い上げ、支部活動および東京会の活動に勤務会員の意見が反映されるよう諸施策を実施していきます。

具体的には以下の項目を進めていきます。

（活動基本計画）

- ①会員相互の情報交換のため、支部報に勤務部会コーナーを設け、会員の意見や各種の情報を掲載する。
- ②会員の意見を吸い上げ検討する組織として、

引き続き事業推進委員会を設ける。

- ③会員の資質向上のための施策として、例会・研修会・資料提供等を検討実施する。
- ④千代田・中央支部や東京会の活性化と会員の意見反映のため、将来の支部または東京会の役員候補者の発掘を進める。

（投稿のお願い）

上記活動基本計画①を進めるに当たり、別紙のとおり投稿用紙を同封いたしますので、皆様のご意見、企業などでの活動事例や研究報告、会員相互のための有益な人事処遇制度や社会保険に関する各種情報をお願いします。皆様の貴重なご意見等は、昨年度実施しましたように、支部・東京会に提案していくつもりであります。（前回の要望の概要は、平成8年10月発行支部報第63号を参照ください）

第二部会長 浅香 博胡

（労働保険指導員に） 感謝状が 贈呈されました

平成9年9月5日（金）、中央労働基準監督署長より労働保険指導員に局長感謝状・署長感謝状が贈呈されました。

局長感謝状（10年）

新崎 喜代子（京橋地区）

署長感謝状（3年）

赤松 ハルミ（京橋地区）

中川 勝彦（麹町地区）

府川 洋輔（京橋地区）

（社会保険事務所長） より感謝状が 贈呈されました

算定相談コーナーに協力された会員に、社会保険事務所長より感謝状が贈呈されました。

麹町社会保険事務所 平成9年9月29日

小林 幸雄、半沢 公一、森 俊介

神田町社会保険事務所 平成9年9月24日

遠藤 元基、吉田 和子

日本橋社会保険事務所 平成9年9月26日

飯田 恒二

京橋社会保険事務所 平成9年9月30日

新崎喜代子

「定年」のイメージは 「自由」「趣味」「開放」

定年については「自由」「趣味」「開放」など明るく前向きなイメージで捉えていることが消費者金融大手の(株)レイクが行った「サラリーマンの定年観」調査でわかりました。

この調査は、サラリーマンが「定年」問題についてどのように考えているのかを首都圏に働く既婚サラリーマン400人を対象に行ったものです。これによると、定年問題については50代サラリーマンの46.7%が「身近な問題として常に考えている」と答えていますが、20代はわずか1.8%、30代でも7.3%とまだまだ先の問題としてみているようです。いっぽう40代では「ときどき考えることがある」が57.1%に達し、定年を考え始める年代であることがわかります。

「定年の延長」については、半数が「賛成」と答え、その希望年齢は64.7歳でした。20代では46.4%、30代では50.5%、40代では44.6%、50代では51.4%と各年代とも2人に1人が賛成しているのが特徴です。健康で働けるうちは働きたいという気持ちのあらわれなのでしょう。

さらに、「定年という言葉からどのようなことを考えますか」との問いに対しては「自由時間が多くてのんびりできる」(20.1%)、「趣味に没頭できる」(15.0%)、「人間関係からの解放」(12.2%)、「家族との触れ合いが増える」(10.7%)など、いかにも定年が待ち遠しいといった気持ちがうかがえます。

逆に「生活が不安」(14.2%)、「時間の過ごし方が不安」(6.5%)、「健康に不安」(6.0%)など消極的に定年をイメージする人は意外に少ないことがわかりました。

世帯当たりの平均所得、初の減少

— 平成八年度国民生活基礎調査 —

この度、厚生省から「平成八年度国民生活基礎調査」が発表されました。この調査は、国民の生活実態などを把握するために、昭和61年から毎年行われています。

これによりますと、平成8年6月6日現在のわが国の総世帯数は4,380万7千世帯。平均世帯人員は調査開始以来減少し続け、過去最低の2.85人となっています。また、児童(18歳未満の未婚の者)のいる世帯での平均児童数も1.76人とやはり

過去最低を記録しました。そのいっぽうで、高齢者世帯(男65歳以上、女60歳以上の人のみで構成するか、それに18歳未満の未婚者が同居する世帯)は、前年よりも58万8千世帯増えて、620万4千世帯と過去最高となり、戦後の高度成長期から高齢化社会に移り変わった昭和50年(161万9千世帯)の3.8倍となっています。世帯総数に占める割合も、全世帯の14.2%と年々上昇し、少子・高齢化が一段と進んでいることがわかります。

次に、所得に関しては、一世帯当たりの平均所得が前年より4万6千円(0.7%)減って659万6千円となっています。平均所得金額が前年より減少したのは調査開始以来初めてのことで、厚生省は、①平成7年の年平均完全失業率が3.2%と過去最悪、②春闘の賃上げ率が5年連続して前年実績を下回った、③急激な円高による輸出の低下、④株式の下落や金利の低下—など、バブル経済の崩壊後の景気低迷が原因と分析しています。とくに、高所得世帯・自営業世帯・短期雇用者世帯・農耕世帯—などの所得が減少したことにより、全体としてマイナスに転じたと説明しています。

このほか、生活意識では、「普通」との答えが48.9%を占めたものの、「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせると46.5%(昨年比4.5%増)に達し、過去10年で最高を記録。とくに40代と50代で「大変苦しい」と答えた割合が高い結果となっています。

男女雇用機会均等法の改正

改正男女雇用機会均等法と、それに対応する労働基準法の一部改正点は次のとおりです。母性保護と産前後休業の改正は来年4月からです。

1 男女雇用機会均等法

事項	現行法	改正法
差別の禁止	募集・採用	努力義務 差別を禁止
	配置・昇進	努力義務 差別を禁止
	教育訓練	一部禁止 差別を禁止
	福利厚生	一部禁止 差別を禁止
	定年・退職・解雇	差別を禁止 差別を禁止
女性のみ・女性優遇	適法	原則として禁止
紛争調停の開始要件	労使双方の同意が条件	労使一方の申請で調停開始可
法違反に対する制裁	規定なし	企業名の公表
ポジティブ・アクション	規定なし	国による援助
セクシャル・ハラスメント	規定なし	事業主の配慮義務
母性健康管理	努力義務	義務化

2 労働基準法

女子の時間外・休日労働	就業を規制	規制を廃止
多胎妊娠における産前休業期間	10週間	14週間

3 育児・介護休業法

深夜業	規定なし	育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限
-----	------	-----------------------

新入会員を 紹介します (平成9年3月1日入会) 全員 勤務会員



氏 名	地 区
井上 容一	麴 町
鈴木 武司	"
別府ひろこ	"
小林 隆三	"
関本 七江	"
東小蘭昭雄	"
平尾 正之	"
竹内 善巳	"
矢部 立	"
阿藤 正男	"
藤川 信夫	"
今井 浩爾	"
竹見 義明	"
海野 洋子	"
石井 清	"
吉田 賢彦	"
岩田 俊夫	"
藤井 俊美	"
小川 一美	"
村越 信三	"
白井 啓子	"
井口 英穂	"
矢野 方雄	"
田村 毅	"
齋藤 泰史	"
佐藤由理夫	"
森田 昭夫	"
小平 肇	"
管野 貴裕	"
新居伊知郎	神 田
伊勢 克巳	"
北川 久恵	"
千葉すゑ子	"
遠藤 靖	"
齋藤 賢一	"

氏 名	地 区
大江 孝雄	"
田中 栄	"
鈴木登代治	"
勝連 公英	"
頼政 敏夫	"
上條 賢一	"
春山 知之	"
石沢 清貴	"
田辺 一郎	"
宮川 公博	"
工藤 裕二	"
矢代 一弘	"
山中 英男	"
鈴木 啓之	"
中野 正幸	"
木村 洋子	"
若杉 徹	"
石川 昌宏	"
山本 富雄	"
山根 和子	"
森下 達朗	"
宮野 泰子	"
伊藤 和正	"
森田啓太郎	"
佐々木正明	"
大塚 一枝	日本橋
早味 敏男	"
立入 俊道	"
熊谷 正彦	"
中山 典仁	"
豊田 國孝	"
清水 修	"
佐々木俊文	"
大久保克彦	"
丸山 則子	"

氏 名	地 区
渡部 智博	"
福田 孝	"
湊 勝治	"
片桐 磯美	"
高橋 昌	"
大槻 應弘	"
平松 和繁	"
遠藤 邦彦	"
小介川光生	"
椎名 薫	"
伊藤 賢治	"
森田 賢二	"
柏田 盛秀	"
篠 美津子	"
宮本 欣哉	"
松崎 信勇	"
島田 映子	京 橋
稲垣 卓爾	"
二宮 十一	"
高橋 寛	"
岩井 存史	"
前田 仁志	"
三澤 亜弓	"
竹内 邦雄	"
篠田 徹	"
鳥居 雅一	"
田内ますみ	"
宮野 隆幸	"
中村 文一	"
御園孝一郎	"
長谷川光孝	"
相原 モト	"
神戸 一郎	"

(紙幅の関係で全員の方を掲載できませんでした。次号以降順次ご紹介いたします。)

支部政連だより

第1回 正副支部会長・幹事長会議

日時 平成9年6月4日(水)

場所 政連支部会長事務所

第1回 幹事・監査会議

日時 平成9年6月12日(木)

場所 東京都社会保険労務士会館

第2回 幹事・監査会議

日時 平成9年9月10日(水)

場所 東京都社会保険労務士会館

去る7月6日に行われた都議会議員選挙に際しては、支部会員の皆様大変お世話になり、ありがとうございました。おかげさまで当支部会の推薦した千代田区選出内田茂候補・中央区選出立石晴康候補は、ともに当選いたしました。両議員より皆様にくれぐれもよろしくのご挨拶がございましたので、お知らせいたします。

なお、選挙活動にご協力いただいた方は次のとおりです。

・平成9年6月18日(水)

内田候補推薦状持参

金綱 久夫・恩田 和明・相馬 誠一

・平成9年6月19日(木)

立石候補推薦状持参

金綱 久夫・山崎 雅也・牧野 武夫

・平成9年6月27日(金)

内田候補選挙事務所応援

金綱 久夫・恩田 和明

立石候補選挙事務所応援

富田 秀子・松山 敏子・勝本 京子・府川 芳枝

・平成9年7月3日(木)

内田候補選挙事務所応援

牧野 武夫・相馬 誠一

・平成9年7月7日(月)

内田、立石事務所当選御祝

金綱 久夫・牧野 武夫

平成9年7月11日(金)金綱支部会長、牧野幹事長の2人が、都選管を訪問し、届出事項の異動届を提出しました。

(幹事長 牧野武夫)

訃報

根岸 正直様(72歳・京橋地区・開業)、

平成9年4月24日ご逝去。

佐藤 香織様(33歳・麴町地区・開業)、

平成9年8月16日ご逝去。

ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

あ と が き

本号は暑い盛りの企画でしたが、皆様にお届けの頃は、涼風さわやかな秋のまっ盛りの季節にな

りましょう。

今年は、梅雨の間に台風に見舞われ、次々と後追い台風が訪れるという異常気象の年でした。

娘の住むフロリダ(マイアミ)も今年の夏は85度(華氏)の猛暑の日もあったとか。もともと暑い土地なのですが、このような暑さは類をみないそうです。

私がよく訪ねるホノルル(ワイキキ)も最近、湿度で肌がべとつくように感じます。生態系が変わってしまったのではないかと気がかりです。自然を大切に、そして住みよい環境を、と願わずにはおられません。

(富田 秀子)